

**小平市立小平第七小学校・小平第十一小学校給食調理業務委託に係る
プロポーザル実施要領**

1 目的

平成23年8月に策定した「小平市立小学校給食の基本方針」では、小学校給食の調理業務について段階的に委託化していくとしている。今後も安全・安心で安定した給食の提供を確保するために、小平市立小平第七小学校・小平第十一小学校給食調理業務を委託する。

2 業務の概要

(1) 件名

「小平市立小平第七小学校・小平第十一小学校給食調理業務委託」

(2) 業務内容

給食調理業務（給食食材の検収、調理作業、給食の配膳室への運搬・回収、食器・調理器具の洗浄・消毒・保管・メンテナンス及び給食室の清掃）を行う。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 発注者

小平市

(5) 履行場所

小平市立小平第七小学校 小平市大沼町1丁目22番1号

小平市立小平第十一小学校 小平市花小金井4丁目16番1号

(6) 予算概要

242,550千円（消費税抜き）

3 参加資格条件

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて小平市に登録があり、物品買入れ等競争入札参加資格の営業種目「病院給食・学校給食(119)」の登録において、令和7年6月1日（日）（申し込み開始日が属する月の1日）時点で共同格付「A」の入札参加資格を有すること。
- (2) 令和5年度から令和7年度に東京都で公立小学校における自校方式の給食調理業務に実績があること。
- (3) 委託する業務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有すること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを有すること。
- (5) 提案書提出締切日時点で小平市から指名の停止を受けていないこと。
- (6) 小平市契約からの暴力団排除措置要綱第3条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。また、申込み及び契約に当たっては、本要綱及び暴力団排除に関する特約条項を遵守すること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされていないこと。
- (9) 法人税、法人事業税に滞納がないこと。

4 スケジュール

- (1) 市ホームページ掲載及び実施要領等配付
令和7年6月6日（金）から令和7年6月17日（火）午後5時まで
- (2) 現地説明会 ＊要申込
給食室内の映像（動画）をYouTubeで限定公開する。
公開期間：令和7年6月6日（金）から令和7年6月18日（水）まで
- (3) 参加申込書提出締切り
令和7年6月18日（水）午後3時まで
- (4) 指名通知発行
令和7年6月20日（金）
- (5) 質問受付
令和7年6月20日（金）から令和7年6月27日（金）午後3時まで
- (6) 質問回答
令和7年7月4日（金）
- (7) 提案書一式の提出締切り・辞退届の提出締切り
令和7年7月18日（金）午後3時まで
- (8) 一次審査
令和7年8月19日（火）
- (9) 一次審査の結果通知
令和7年8月26日（火）
- (10) 二次審査（提案説明会）
令和7年10月3日（金）
- (11) 審査の結果通知
令和7年10月10日（金）
- (12) 審査の結果公表
令和7年10月17日（金）

5 現地説明会

給食室内を撮影したものをYouTubeで限定公開します。なお、動画視聴の申込みがプロポーザルへの参加に影響することはありません。

- (1) 申込み
動画の視聴を希望する事業者は令和7年6月17日（火）までに下記の電子メールアドレス宛てに、添付ファイル（様式②）で送信すること。なお、電子メールの件名には、【社名・小平市立小平第七小学校・小平第十一小学校調理業務委託・動画視聴申込】と付すこと。受付後視聴URLを電子メールでお知らせいたします。
- (2) 公開期間
令和7年6月6日（金）から令和7年6月18日（水）まで
- (3) 申込先
小平市立学校給食センター
電話 042-345-2821（直通）
電子メール ck0040@city.kodaira.lg.jp

6 選定方法及び評価基準

各事業者より提案された内容、実施体制により、実効性、経済性等を総合的に、あらかじめ定めた評価基準により評価し、最優秀提案を決定する。

決定に当たっては提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、プレゼンテーションによる提案説明会を実施する。

ただし、応募業者が4者以上の場合は、評価基準の各項目の点数及び価格に関する評価点を合計し、上位3者を書類により選定した後、上記プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションによる提案説明会では、資料の追加・差し替えはできない。提案書の語句・数字等の修正は、プレゼンテーション時に説明すること。

参加事業者が1者の場合については、価格点を除いた技術点80点を満点とする。審査委員の技術点の合計点が6割以上（48点以上）の場合、最優秀提案事業者とする。

なお、当該契約のための提案書及びその他の書類において虚偽の記載が発覚した場合、評価・審査の対象としない。また、審査委員の評価の中で、最低評価（E評価）の項目が2つ以上ある場合は選定しない。

7 申込・受付

(1) 申込期限

令和7年6月18日（水）午後3時まで

(2) 申込方法

参加申込書（様式①）会社概要（様式③）学校給食受託実績（様式④）を持参または郵送すること。

(3) 提出部数

提出書類	部数
参加申込書（様式①）	正本 1部
会社概要（様式③）	正本 1部、写し 9部
学校給食受託実績（様式④）	正本 1部、写し 9部

正本：社名と東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録してある代表者の印（代理人で登録のある場合は代理人の印）を押印したもの

写し：社名・個人名等事業者を特定できる事項を表示していないもの

なお、学校給食受託実績（様式④）については写しのみ「学校名」を黒塗り等により特定できないように処理すること。

(4) 受付場所

小平市立学校給食センター

住所 〒187-0031

東京都小平市小川東町5丁目17番10号

電話 042-345-2821（直通）

(5) 実施要領の配付

実施要領等については、小平市ホームページの「市政情報」-「事業者向け」-「発注案件のお知らせ」からダウンロードをして使用すること。なお、配付期限は「4(1)市ホームページ掲載及び実施要領等配付」を参照すること。

(6) 申込の辞退

参加申込書を提出した後に提案を行わないことを決めた場合は、参加辞退届を令和7年7月18日（金）午後3時までに提出すること。

(7) 提出された参加申込書を審査し、参加資格要件を満たしている事業者には、指名通知を令和7年6月20日（金）に発送する。

8 提案項目（小平市立小平第七小学校・小平第十一小学校給食調理業務委託に係る提案書及び経費見積の内容）

(1) 提案書の内容及び記述順は、以下のとおりとする。

- ① 小学校給食業務の基本的な考え方について
- ② 給食調理業務の実施体制について
- ③ 給食調理従事者について
- ④ 安全・衛生管理について
- ⑤ 危機管理について

(2) 経費見積

- ① 業務の履行のために必要となる全ての経費の総額について、見積書に記載すること。
- ② 見積書統括票（様式⑦-1）、見積書内訳（様式⑦-2）使用し、内訳を明確に記載すること。
- ③ 必要となる経費の総額が「2業務の概要（6）予算概要」に記載する金額を超えないこと。

9 提案書等の提出方法（指名通知を受けた事業者のみ）

(1) 提出期限

令和7年7月18日（金）午後3時まで

(2) 提出場所

小平市立学校給食センター

住所 〒187-0031

東京都小平市小川東町5丁目17番10号

電話 042-345-2821（直通）

(3) 提出方法

郵送もしくは持参とする。

郵送で提出する場合は、令和7年7月18日（金）必着とする。

持参で提出する場合は、土日祝日その他閉庁日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯に提出すること。ただし、令和7年7月18日（金）は、午後3時までとする。

※なお、書類を持参する際は、事前に連絡をすること。

(4) 提出資料及び部数

以下の資料については、A4サイズで長辺綴じとする（縦横は問わない）。作成部数は、表紙に社名と東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録してある代表者の印（代理人で登録のある場合は代理人の印）を押印したものを1部と、社名・個人名等事業者を特定できる事項を表示していないものを9部とする。（提案書の中に、社名等を表示しないこと。）

提出書類	部数
提案書（様式⑤）	正本 1部、写し 9部
見積書（様式⑦-1, ⑦-2）	正本 1部、写し 9部
会社案内	4部

【評価の対象とする資料】

① 小平市立小平第七小学校・小平第十一小学校調理業務委託提案書

表紙、目次を除き、上記8（1）①～⑤のそれぞれの項目について記載し、総枚数5枚以内（両面使用可）とする。

② 学校給食調理業務委託の実績（様式④）

令和5年度から令和7年度に東京都内の公立小学校における自校方式の給食調理業務について、実績を有すること。

③経費見積（様式⑦-1, 様式⑦-2）

【評価の対象としない資料】

会社案内（社業の内容が記載されたもの）の資料 4部

10 質疑応答

(1) 質問受付期限

令和7年6月27日（金）午後3時まで

(2) 質問先

小平市立学校給食センター

電話 042-345-2821（直通）

電子メール ck0040@city.kodaira.lg.jp

(3) 提出方法

上記の電子メールアドレス宛てに、添付ファイル（質問書 様式⑥）で送信すること。

質問メールを受領後に、受付完了メールを返信するので、確認すること。

なお、電子メールの件名には、【社名・小平市立小平第七小学校・小平第十一小学校 給食調理業務委託・質問】と付すこと。

(4) 市からの回答

令和7年7月4日（金）

(5) 回答方法

参加申込書を提出した全ての事業者（辞退事業者を除く）に対して、電子メールにて回答する。電子メールの送付先は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録してあるメールアドレスとする。電子メールの受信を確認した事業者は、(2)の質問先に電子メールまたは電話で連絡すること。なお、質問の回答は、本要領の追加または修正とみなす。

11 選定結果について

応募事業者が4者以上で、書類による一次審査を行った場合には、一次審査の結果を、令和7年8月26日（火）に文書によって参加事業者に通知する。プロポーザルの最終結果は、令和7年10月10日（金）に、文書によって参加事業者に通知する。

通知は、郵便する。郵送先は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録してある住所とする。通知を確認した事業者は、10(2)の質問先に電子メールまたは電話で連絡すること。

12 評価基準

小平市立小平第七小学校・小平第十一小学校給食調理業務委託に係るプロポーザルでは、事業者名を伏せた提案書等を下記のとおり審査・評価するものとする。

(1) 審査方法

① 一次審査（応募事業者が4者以上の場合、書類による一次審査実施）

ア 審査実施者は、12(2)評価基準により各項目について審査を行う。

イ 応募業者が4者以上の場合、評価基準の評価点（技術点）及び価格に関する評価点（価格点）を合計し、点数が上位3者の事業者をプレゼンテーションによる提案説明会の参加対象事業者とする。

ウ 価格点については、以下に示す方法により一律に算出する。

価格点＝配点×（最低見積価格／自社の見積価格）

※価格点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

エ 各小項目に係数を乗じ、得点を算出する。評価項目ごとの得点を合計したものを、各審査委員の技術点とする。各事業者の得点については、各審査委員の技術点と価格点の合計点とする。

オ 契約上限金額

242, 550千円（消費税抜き）

※見積価格の内訳金額が上記の項目における契約上限金額を超えている場合は、評価・審査の対象としない。

② 二次審査

ア 提案書等についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い審査する。冒頭20分以内で提案書のプレゼンテーションを受け、審査委員会によるヒアリングを35分程度実施する。

イ 審査実施者は、12(2)評価基準により各項目について審査を行う。

ウ 価格点については、以下に示す方法により一律に算出する。

価格点＝配点×（最低見積価格／自社の見積価格）

エ 各小項目に係数を乗じ、得点を算出する。評価項目ごとの得点を合計したものを、各審査委員の技術点とする。各事業者の得点については、各審査委員の技術点と価格点の合計点とする。

オ 各審査委員の技術点と価格点の合計点が、最も高い提案を最優秀提案として決定する。最高得点提案が二つ以上ある場合は、審査実施者の評価順位において最も上位とした審査実施者が多い提案を最優秀提案とする。

※技術点及び価格点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

カ 契約上限金額

242, 550千円（消費税抜き）

※見積価格の内訳金額が上記の項目における契約上限金額を超えている場合は、評価・審査の対象としない。

(2) 評価基準

各評価項目の該当状況に応じて、A～Eの評価を付す。

評価区分	評価	点数
優れている	A	5点
やや優れている	B	4点
標準的である	C	3点
やや劣っている	D	2点
劣っている	E	1点

① 事業者の実績

ア 小学校給食調理業務の実績

・受託学校数、受託年数などが豊富か

② 小学校給食業務の基本的な考え方

ア 基本方針等

・教育の一環としての学校給食に理解があり、食の面から児童の教育にかかわることの重要性を認識しているか

イ 学校・児童とのかかわり方

・学校との関わりや児童とのふれあいについての考え方が優れているか

ウ 「食育」に対する考え方

・「食育」に対する理解と協力体制があるか

③ 給食調理業務の実施体制

ア 業務運営体制

- ・調理体制が具体的に示されているか
- ・作業等に関する確認および報告体制や手順が具体的に示されているか

イ 安定した提供体制

- ・従事者が休暇等で欠けたときの代替従業員の対応について

ウ その他アピールしたいこと

- ・給食調理において得意とすること。他者と比べて優位な特徴があるか
- ・熱意があるか

④ 給食調理従事者

ア 人員配置体制

- ・従事者の人数（正規職員とパート職員の構成）、資格、経験年数、人事異動等の考え方

イ 従事者の採用計画

- ・従事者採用計画。採用基準などが明確にされているか

ウ 教育・研修体制

- ・従事者に対する教育・研修の実施方法、内容、年間スケジュール等が詳細に示されているか
- ・受託決定から業務開始までの研修計画が具体的に示されているか

⑤ 安全・衛生管理

ア 衛生管理の考え方

- ・学校給食衛生管理基準による管理を行う体制ができているか
- ・食中毒防止対策が具体的に示されているか。
- ・安全・衛生管理に関して、具体的なチェック方法や報告・管理体制などが示されているか。
- ・安全、衛生管理に関するマニュアルや基準が示されているか。
- ・過去5年間に安全衛生管理上重大な事故をおこしていないか。

イ 従事者の健康管理体制

- ・健康診断、腸内細菌検査の実施方法について

ウ 食物アレルギーへの対応

- ・食物アレルギー対応食を安全に調理するための考え方

⑥ 危機管理

ア 危機管理体制

- ・食中毒等不測事態が発生した場合の処置方法

イ 問題発生時の対処方法や体制

- ・日常の給食業務において、異物混入等の急な問題が発生した場合の迅速な対処方法や報告体制、およびその予防策について記述されているか

⑦ 価格

（計算式による）

(3) 評価項目ごとの配点

配点配分表

評価項目	点数配分
(1) 事業者の実績	5
(2) 小学校給食業務の基本的な考え方	15
(3) 給食調理業務の実施体制	15
(4) 給食調理従事者	20
(5) 安全・衛生管理	15
(6) 危機管理	10
(7) 価 格	20
合 計	100

※参加事業者が1者の場合については、価格点を除いた技術点80点を満点とする。

なお、審査委員の技術点の合計点が6割以上（48点以上）の場合、最優秀提案事業者とする。

1.3 その他

(1) 提出書類が次の条件の一つに該当する場合には、無効となることがある。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑥ 提案書について、提出者を特定できる内容を記載した場合。
- ⑦ その他、審査委員会が不適格と認めたもの。
- ⑧ 提案辞退届により提案を辞退した者が提出したもの。

(2) 本プロポーザルに参加するために要した費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

(4) 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は、審査を中止することがある。

(5) 本業務の契約にあたっては、別添の「別添 01 業務委託契約書約款」、「別添 02 個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書」、「別添 03 環境により良い自動車利用に関する特記仕様書」及び「別添 04 暴力団排除に関する特約条項」に同意すること。

(6) 本業務は、業務提供内容に事後審査を実施する。事後審査の時期については、原則、業務履行後かつ最終検査の前に行うものとする。ただし、評価項目が多岐にわたる業務の場合については中間審査を行うこともできることとし、審査時に未着手の項目については後半期に審査を実施する。履行確認できなかった事項については、業者に履行を求める。業務不履行の場合で、悪質なケースについては指名停止措置等を講じることもありうる。

(7) 本プロポーザルに係る情報は、小平市情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。

(8) その他、疑義が生じた場合は、小平市と協議する。

小平市は、頭書業務を頭書金額で委託するため、小平市（以下「発注者」という。）と受注者は、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、頭書の契約金額をもって、頭書の契約期間内に別紙の仕様書及び図面等に基づき、日本国の法令を遵守し、受託業務を履行しなければならない。

2 受注者は、信義をもって誠実に受託業務を履行するものとする。

3 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、本契約の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面により、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第4条 受注者は、あらかじめ書面により、発注者の承認を得た場合を除いて、受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（施設等の使用管理）

第5条 発注者は、委託業務遂行上必要な設備若しくは物品等を無償で使用させることができる。

2 受注者は、前項の物品等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

（損害賠償責任）

第6条 受注者が故意又は過失により、前条に定める物品等を損傷若しくは紛失したときは、受注者はその賠償の責を負わなければならない。

2 本委託業務処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて受注者が負担するものとし、発注者はその責を負わないものとする。ただし、その発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（業務責任者の届出）

第7条 受注者は、本契約の履行に関し、受注者の業務員の中から責任者を定め、かつ、発注者に届出をし、その者に他の業務員を指導監督させるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

（処理状況の調査）

第8条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し委託業務の処理状況につき調査をし又は報告を求めることができる。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、受託業務を完了したときは、遅滞なく発注者の指示する目的物及び完了報告書等（以下「関係図書等」という。）を発注者に提出して、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、関係図書等を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。もし、立ち会わないときは、受注者は検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第2項の検査の結果不合格となったときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了

の届けを提出して再検査を受けなければならない。

- 5 受注者は、発注者から検査合格の通知を受けたときは、当該関係図書等を発注者に引き渡すものとする。

(期限の延長)

第10条 受注者は、その責に帰する事由により、履行期限までに受託業務を完了することができない事由の発生したときは、その都度遅滞なく、その理由及び遅延日数等を詳記して、発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに受託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に対して、その理由を詳記して履行期限の延長を願出することができる。この場合、発注者はその願出を相当と認めたときはこれを承認することがある。

- 3 前項の願出は履行期限までにこれをなさなければならない。ただし、特別の事由のある場合はこの限りでない。

(遅延違約金)

第11条 受注者の責に帰する事由により、履行期限までに受託業務を完了することができない場合は、発注者は遅延違約金を徴して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金は、遅延日数に応じ、契約金額（単価契約の場合は、数量に契約単価を乗じて得た金額の合計額）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づきこれを所管する大臣が告示により定めた率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(業務内容の変更)

第12条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合、契約金額又は履行期限等を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、動乱又は天災事変等不測の事態に基づく日本国内での経済情勢の激変によって、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じて、発注者は受注者と協議のうえ契約金額その他の契約内容を変更することがある。

(委託料の支払)

第14条 受注者は、第9条第5項の規定による通知を受けたときは、発注者の指示する手続に従って契約金額の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項に基づき受注者の支払請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 3 発注者は、その責に帰すべき事由により、前項の期間内に契約金額を支払わないときは、受注者に対して遅延日数に応じ、契約金額（単価契約の場合は、数量に契約単価を乗じて得た金額の合計額）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づきこれを所管する大臣が告示により定めた率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ただし、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した

方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求に代え、又は履行の追完の請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 履行の追完の請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項について同じ。）が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことができない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 5 発注者が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なしに契約締結後10日以内に業務に着手しないとき。
 - (2) 契約期間内に業務を完了しないとき又は業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第9条第4項による補正又は第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、本契約の規定に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) 履行期限内に業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行を

しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 受注者が契約解除の申出をしたとき。
 - (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき。
 - (9) 小平市契約からの暴力団排除措置要綱第3条第1項各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するとき。
 - (10) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (11) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 3 前2項の規定によって契約を解除したときの契約保証金は、発注者に帰属する。契約保証金の納付がなく又はその金額が契約金額の100分の10に満たないときは、受注者は契約保証金相当額又は不足額を契約違約金として発注者に納付しなければならない。
- 4 発注者は、契約を解除した場合において履行部分に対して引渡しを受注者に請求できるものとする。この場合において発注者は、その履行部分に対して相当と認める金額を支払うものとし、支払額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 5 本条の契約解除は、第11条による遅延違約金の徴収を妨げないものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第16条第2項第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議による解除）

第18条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（賠償の予定）

第19条 受注者は、第16条第2項第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条第2項第11号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合に

においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(契約外の事項)

第21条 本契約書に定めのない事項等この契約に関し疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書

- (1) 受注者は、当該業務に関する個人情報を含む全ての市の情報（以下「個人情報等」という。）の秘密を保持するとともに小平市情報セキュリティポリシー及び個人情報保護委員会が示している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守しなければならない。
- (2) 受注者及び当該業務に携わる者は、当該業務遂行に関して知り得た個人情報等を目的外に使用し、又は秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 受注者は、発注者の承認を得た場合を除いて、受託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受注者は、当該業務を再委託する場合において、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者が求めた場合には、再委託先における個人情報等の取扱状況を発注者に報告しなければならない。
- (5) 発注者は、個人情報等のデータを受注者に提供する場合は、原則として、提供するデータの内容、使用目的、提供方法、管理方法、返却方法等について覚書等を取り交わす。
- (6) 受注者は、個人情報等の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。
- (7) 受注者は、当該業務を行うに当たって、業務責任者を明確にしなければならない。業務責任者は、当該業務に携わる者全員にセキュリティにかかわる義務を徹底する。
- (8) 受注者は、特定個人情報を取り扱う場合には、特定個人情報を取り扱う従業者を明確にしなければならない。
- (9) 受注者は、当該業務に携わる担当（技術）者等を特定するとともに、必要に応じて当該担当（技術）者等の経歴を記録した書面を発注者に提示しなければならない。
- (10) 受注者は、電子計算組織により委託業務を処理する場合は、ソフトウェアの正常な動作に必要な品質管理に関する事項を明確にしなければならない。また、発注者の許可なく第三者のソフトウェアを組み込んで서는ならない。
- (11) 受注者は、個別に定められた場所で業務を行うものとし、当該業務場所でのセキュリティに留意しなければならない。また、許可された領域で作業することとし、許可領域以外の場所に立ち入ってはならない。
- (12) 受注者は、発注者の承認を得た場合を除いて、(11)の個別に定められた場所から個人情報等を持ち出してはならない。
- (13) 受注者は、納期を厳守するものとする。納期の遅れが見込まれる場合には、速やかにその理由と対策を報告しなければならない。
- (14) 受注者は、契約が終了したとき、又は契約違反等により契約を解除されたときは、業務遂行に関して発注者から提供された全ての個人情報等を直ちに発注者に返還し、又は事前に発注者の承諾を得て廃棄しなければならない。廃棄を行う場合は、当該資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講じなければならない。
- (15) 受注者は、個人情報等の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意義務をもって当たり、事故を防止しなければならない。また、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (16) 受注者は、受託業務の進捗状況、作業内容、作成した資料等を発注者の求めに応じて報告しなければならない。
- (17) 受注者は、特定個人情報を取り扱う場合は、従業者に対して特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに、適切な教育を実施しなければならない。
- (18) 受注者は、特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報が適正に取り扱われるよう、従業者に対して適切な監督を行わなければならない。

- (19) 発注者は、受注者に対し、個人情報等の管理状況及び特定個人情報に係る契約内容の遵守状況について随時必要な報告を求め、必要があると認めるときは、立入調査を実施し、受注者に対し必要な指示を与えることができる。
- (20) 受注者は、個人情報等の使用、保管等において、事故が発生したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (21) 発注者は、受注者の作業について、監査権限を有するものとする。
- (22) システム等の成果物の著作権は、発注者が保有するものとする。また、当該業務に関する著作権等の法令を遵守するものとする。受注者は、発注者への成果物の複製を、発注者の許可なく自らの領域内に保管してはならない。
- (23) 発注者は、受注者が（1）から（22）までの個人情報保護若しくは情報セキュリティ保護に係る義務に違反し、又は義務を怠った場合には、当該契約を解除することができる。この場合において、契約の解除については、小平市契約約款の規定（請書の場合は請書の規定）を準用する。また、契約を解除したことに伴い発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

環境により良い自動車利用に関する特記仕様書

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を市職員が求めた場合には、速やかに提示し、又は提出すること

暴力団排除に関する特約条項

(暴力団排除に係る契約解除)

第1条 発注者は、受注者が小平市契約からの暴力団排除措置要綱（以下、「要綱」という）

第3条第1項各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に充たないときは、受注者は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者は一切賠償の責を負わない。

5 要綱第3条第1項各号に該当する疑義が受注者に生じた場合は、発注者は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

(下請負等の禁止)

第2条 受注者は、この契約の履行に当たり、要綱第5条に掲げる入札参加排除者等（以下「入札参加排除者等」という。）にこの契約の一部を下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をさせ、若しくは委託を行ってはならない。また、受注者はこの契約の下請負もしくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加排除措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。

2 受注者が、入札参加排除者等のうち、要綱第3条第1項第1号から4号に該当する者をこの契約の下請負人等としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

3 前2項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

4 発注者は、第2項にする契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、発注者が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当要求に関する通報報告)

第3条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から履行妨害等の不当要求を受けた場合（下請負人等が暴力団から不当要求を受けた場合を含む。以下同じ。）は、毅然として拒否し、遅滞なく発注者への報告及び所轄警察署への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面にて発注者及び所管警察署にそれぞれ提出するものとする。

3 受注者は、下請負人等が不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該下請負人等に指導しなければならない。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

4 発注者は、受注者が不当要求を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく通報報告を怠ったと認められるときは、発注者が発注する契約から排除する措置